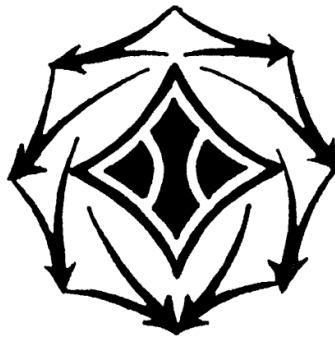


学校いじめ防止基本方針

(2025 年 5 月改定)



いじめを しない
させない 許さない！

2025 年 5 月
茅ヶ崎市立小出小学校

目 次

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 いじめの防止等に関する内容・・・・・・・・・・ P. 1
 - (1) いじめの未然防止のための取り組み
 - (2) 「法律上のいじめ」の早期発見のための取り組み
 - (3) いじめの早期対応・早期解決のための取り組み
 - (4) インターネット上のいじめへの対応
 - (5) 家庭との連携
 - (6) 地域との連携
 - (7) 関係諸機関との連携
- 3 組織での対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
 - (1) 組織的対応
 - (2) 活動内容
- 4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 「対策委員会」の構成
 - (3) 活動内容
- 5 その他

茅ヶ崎市立小出小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ 「法律上のいじめ」の定義

「法律上のいじめ」は、次のように定義されます。

当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条1項抜粋）

- ① 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、同じ学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団やグループなどで、当該児童と何らかの人間関係にある者を指す。
- ② 事案が発生した場所は学校の内外を問わない。
- ③ 「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にはないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ④ 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたりすることを指す。
- ⑤ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

※法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広い。

Ⅱ いじめの防止等に関する内容

（Ⅰ）いじめの未然防止のための取組み

- ・全ての教育活動を通じて、道徳心や規範意識を養う。特に、児童の発達段階に応じて「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる心」を育むとともに、善悪の判断力や互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・普段の授業や学校行事などの活動を通して、好ましい人間関係が築けるように、コミュニケーション能力の素地を養うことに努める。
- ・自分自身が認められ必要とされている存在であると自覚できるように、認められる機会を多くつくり、自己有用感を持てるように努める。
- ・集会や学級等で日常的にいじめについて触れ、「いじめは絶対してはならない」という雰囲気を学校全体につくる。
- ・教職員は児童に寄り添った支援に努め、児童との信頼関係をつくる。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議等を活用して共通理解を図って、組織的に対応できるようにする。
- ・児童の少しの変化も見逃さず見守っていくために、校務の効率化に取り組み、児童と関わる時間を多くするように工夫する。
- ・地域との交流活動や学校行事等を通して、保護者や地域住民との連携を深め、協力して地域で児童を見守る体制づくりを推進する。
- ・急激に変化する情報環境の中で、情報社会の一員としての自覚を持たせ、適切な態度と行動が取れるように、情報モラル教育の充実に努める。

（Ⅱ）「法律上のいじめ」の早期発見のための取組み

- ・「法律上のいじめ」を早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象アンケート調査（年2回：6月、11月）

② 個人面談や教育相談（個人面談：年2回、教育相談：随時）

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、次のとおり相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用（月1回）

② 心の教育相談員による相談窓口の設置（週4回程度）

- ・他の教職員も、児童からの相談してもらえるよう、児童との関係性構築に努める。
- ・教員が日頃から児童の表情や態度の変化を見逃さず、その時々には適切な対応が取れるように、研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

＜巻末 参考資料 いじめ発見のためのチェックリスト＞

- ・校外でもいじめが起こることを踏まえ、会議や集会に出席した折に地域や家庭に大人が児童を見守り育てる意識を持つよう働きかけていく。

（３）いじめの早期対応・早期解決のための取組み

＜認知後の対応の流れの明確化＞

- ・教師がいじめ或いはその疑いがある行為を見た場合や、間近い場面に駆け付けた場合は、その教師がすぐにいじめをやめさせ、該当児童に個別に事実関係の聞き取りを行う。対応後、その教師は該当の学年に対応経過と結果を共有し、その後は学年がチームとして対応を引き継ぐ。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、該当の学年に内容を共有し、学年がチームとして対応を開始する。学年チームは、すみやかに事実確認をするとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。特に、暴力を伴ういじめについては、迅速に対応を開始する。

＜実効的な指導の実施＞

- ・いじめの事実が確認された場合、いじめを行った児童に、いじめに至った背景・動機を確認し、実効的な指導へとつなげる。具体的には、相手を傷つける行為は決して許されないこと、相手を傷つけずに自身の気持ちや思いを伝える適切な方法を指導する。指導にあたっては、「いじめ」という言葉にとらわれず、発達の段階や事案に応じて、その児童の反省を促すのに効果的な言葉がけを行う。また、その児童や保護者へは、安心・安全な学校生活を営ませるための助言を継続的に行う。
- ・はやしたてたり、同調したりしていた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを指導する。
- ・いじめを傍観していた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりできる勇気を持つよう指導する。

＜安全・安心な環境づくり＞

- ・いじめを受けた児童が登校できない場合、保護者と連携を図りながら、一定の期間、安心して学習できる部屋を確保したり授業計画を立てたりするとともに、教育相談員やスクールカウンセラー、関係諸機関と連携を取って心のケアに努める。
- ・特に配慮が必要な児童については、該当児童への適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童への指導を行う。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、チームで対応を開始した際はその旨を関係保護者に速やかに伝え、その後、経過・結果の報告を適宜行うとともに、実効的な解決に向けて必要に応じて、保護者の協力を求める。

（４）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護

者が効果的に対処できるように、情報モラルに関わる情報提供や研修会開催等の啓発活動を行う。

(5) 家庭との連携

- ・「命を尊ぶ心」や「他者への思いやり」の気持ちを育むためには、学校の教育活動だけではなく、家庭での取り組みも必要なので協力を求めている。
- ・いじめの事案が発生した時には、いじめられた児童といじめた児童の双方の保護者を支援し、両方の家庭と連携を図りながら、よりよい解決に努める。
- ・いじめた児童に対しては、相手を傷つける行為は決して許されないこと、相手を傷つけずに自身の気持ちや思いを伝える適切な方法を指導するとともに、家庭と連携しながら当該児童が抱える悩みや葛藤などの背景を把握して、適切な助言や支援をしていく。

(6) 地域との連携

- ・特に、児童が通う塾やスポーツクラブ、インターネット等、学校外で起こったいじめ事案については、適宜、地域で活動されている指導者や民生児童委員等、住民の方々と連携して対応にあたる。
- ・PTAや推進協等の地域関係団体と連携して、地域全体で児童を見守り、児童の健全な成長を促していく。

(7) 関係諸機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、いじめられた側に被害届を出すかどうか意向を確認した上で、適宜茅ヶ崎市教育委員会、警察等と連携して対応する。
- ・いじめた側、いじめられた側にかかわらず、児童が今後立ち直っていくために必要と思われる場合は、医療や福祉の専門機関等や地域の青少年育成団体等の協力を積極的に求めている。
- ・教育相談にあたっては、校内の教育相談員やスクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室、青少年相談室等との連携も図っていく。また、相談窓口等の詳細については児童や保護者に周知していく。
- ・学校の指導だけでは、再発防止に十分な効果を上げることが困難な場合は、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携をとり解決にあたる。
- ・普段から関係諸機関等の担当者と情報交換の機会をもち、必要なときに円滑な連携が図れるようにする。

3 組織での対応

- ・教職員は、個人で抱え込むのではなく、管理職やクラス担任や担当の関係教職員が連携して、チームとして対応にあたる。
- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等が、措置を組織として一貫したものとなるよう、「事案への対応フロー図」に則った対応を進める。
- ・いじめ防止の取り組みを学校評価に位置付け目標の達成状況を評価する。
- ・いじめ防止に関する教職員研修を実践する。
- ・全職員でいじめ防止等の取組内容の検討（基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正）を行う。

4 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。なお、学校主体での調査となった場合には「対策委員会」を組織し、迅速に調査に着手する。
- ・調査にあたっては、「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」や関係法令に従って適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合をいう。

- ・「重大な被害」の例

- ① 自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

- ・「相当期間学校を欠席」の判断

年間30日を目安としつつ、判断に迷う事情がある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に確認をする。

(2) 「対策委員会」の構成

管理職、総括教諭・児童指導担当者、教育支援コーディネーター、当該学年職員

＊事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

＊構成員については、専門的知識及び経験を有する専門家、及び当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害を有しない第三者を加えるように努め、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 活動内容

- ① 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供および説明
- ③ 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告(いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出)

5 その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、小出小学校いじめ防止基本方針を年度ごとに見直しを図る。